

小中学校保護者 様

波佐見町教育委員会  
教育長 森田 法幸（公印省略）

新型コロナウイルス感染症対策に係る休校等対策ガイドラインについて【第8版改訂】

休校等対策ガイドラインについては、2月3日に「第7版改訂」を提示していますが、県の実施方針「濃厚接触者及び積極的疫学調査の取り扱いについて」及び県教育委員会への確認により、5月17日以降については、下記のとおりとしますので、ご理解ご協力をお願いします。

記

1. 学校の対策ガイドライン【改訂】 ※表中の下線部分が前回からの改訂部分です。

| 対象             | 感染等の状況  | 児童生徒等の対応                                   | 学校の対応                     |
|----------------|---|--|---------------------------|
| 児童<br>生徒       | 感染  | 当該児童生徒は、保健所等が登校を許可するまで出席停止※2               | 状況により当該小中学校の全部又は一部を臨時休校※5 |
|                | 濃厚接触※3  | 当該児童生徒は、自宅待機(出席停止)                         |                           |
|                | 感染の疑い※4   | 当該児童生徒は、自宅待機(出席停止)※6                       | 通常授業                      |
|                | ワクチン副反応   | 当該児童生徒は、自宅待機(出席停止)※7                       |                           |
| 職員             | 感染  | 当該職員は、保健所等が出勤を許可するまで出勤停止※2                 | 状況により当該小中学校の全部又は一部を臨時休校※5 |
|                | 濃厚接触※3  | 当該職員は、自宅待機                                 |                           |
|                | 感染の疑い※4   | 当該職員は、自宅待機                                 | 通常授業                      |
|                | ワクチン副反応   | 当該職員は、自宅待機(出勤停止)※7                         |                           |
| 保護<br>者等<br>※1 | 感染  | 関係児童生徒は、自宅待機(出席停止)※3                       | 通常授業                      |
|                | 濃厚接触※3  | 濃厚接触者に症状がある場合、関係児童生徒は、自宅待機(出席停止)※6         |                           |
|                |   | 濃厚接触者に症状がない場合、関係児童生徒は、 <u>登校することができます。</u> |                           |
|                | 感染の疑い※4   | 関係児童生徒は、登校見合わせ(出席停止)※6                     |                           |
| ワクチン副反応        | 関係児童生徒は、登校することができます。  |  |                           |
| その他<br>の対応     | ① 基本的な感染症対策（マスク着用、手洗いや咳エチケット）の徹底<br>②保護者との連携 ③適切な環境の保持（教室のこまめな換気等）<br>④登校前の検温と健康観察 ⑤学校連絡網での周知 ⑥学校設備等の緊急時の消毒 |  |                           |

※1 「保護者等」とは、同居している親族等をいいます。

※2 感染の場合、出席停止期間の目安は10日間とします。

※3 「濃厚接触」とは、同一世帯内で感染者が発生した場合は同居する全ての者、又は県のフローチャートに該当する方をいいます。（学校活動に起因する判定は学校で行います。）待機期間は原則7日とします。なお、職員や保護者等については、それぞれの事業所等の判断によります。

※4 「感染の疑い」とは、発熱や倦怠感等の風邪の症状がある場合をいいます。（この場合、必ずかかり付け医等へ相談及び受診を行ってください。）

※5 感染者数、濃厚接触者の有無やその範囲により、保健所や学校医等の関係機関と協議のうえ、休業の実施や範囲（学校全体、学年単位、学級単位）、期間等を判断します。期間は3～5日間とします。

※6 学校への登校を再開する際は、**かかり付け医等に必ず相談をしてください。**

※7 副反応の症状（発熱等）が収まったら登校を再開してください。

**【お願い】児童・生徒・保護者等が感染者や濃厚接触者となった場合、通っている学校、認定こども園、保育園、学童保育などの関係施設には、確実に連絡を入れていただくようお願いします。**

## 2. 学校給食センターの対策ガイドライン

| 対 象  | 感染等の状況※2       | 職員の対応                    | センターの対応        |
|------|----------------|--------------------------|----------------|
| 職員※1 | 感染             | 該当職員は、保健所等が出勤を許可するまで出勤停止 | 消毒が完了する間、閉鎖 ※3 |
|      | 濃厚接触           | 該当職員は、自宅待機※4             | 業務継続           |
|      | 感染の疑い          | 該当職員は、自宅待機※4             |                |
|      | <u>ワクチン副反応</u> | <u>当該職員は、自宅待機※5</u>      |                |

※1 「職員」とは、学校給食センター内で勤務する全ての職員をいいます。

※2 「感染等の状況」については、学校の対策ガイドラインと同じです。

※3 感染者数、濃厚接触者の有無やその範囲により、保健所等の関係機関と協議うえ、閉鎖の期間を判断します。

※4 自宅待機期間は、国等の指針に基づく期間とします。

※5 副反応の症状（発熱等）が収まったら勤務を再開します。

## 3. その他

- (1) 感染者等が発生した場合は、複合的な問題等により、上記の対策ガイドラインによらず教育委員会において緊急の判断を行う場合がありますので、ご理解をお願いします。
- (2) 休校等の具体的な対応については、その都度、学校の連絡メール等でお知らせします。
- (3) 学校給食センターについて、自宅待機者が増加し、給食が提供できない場合は弁当持参や学校に備蓄している非常食の提供になりますのでご理解をお願いします。
- (4) ご不明な点は下記担当にお尋ねください。

|  |
|--|
| 担当 波佐見町教育委員会<br>教育次長、教育総務班<br>電話：85-2034 |
|--|